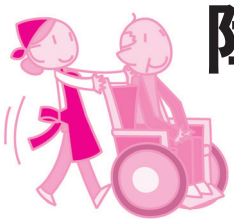

障がいのある人への福祉サービス

障がいのある人に対し、様々な支援を行っています。ここでは、旅客運賃の割引など、生活に身近なサービスについて主なものを紹介します。

旅客運賃などの割引

■ JR、飛行機、バス、タクシーの運賃が割引になります。
切符の購入または、料金を支払う時に障がい者手帳の提示が必要です。

■身体障害者手帳を持っている人が運転する場合、または、第１種の身体障害者手帳、A1・A2 の療育手帳を持っている人が同乗する乗用自動車などで有料道路を通行する場合は、通行料が半額になります。
こちらは申請が必要です。

税金の控除・減免

■所得税・住民税の控除
確定申告や年末調整などで手続きが必要です。
- 障害者控除…３級～６級までの身体障害者手帳、B1・B2 の療育手帳、２級、３級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- 特別障害者控除…１級、２級の身体障害者手帳、A1・A2 の療育手帳、１級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

■自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免
障がい者が運転または、障がい者の通学や通院のために生計を一にする人が運転する場合は、自動車税などの減免が受けられる場合があります。熊本県税事務所八代税務課（普通車）や八代市市民税課（軽自動車）で手続きが必要です。

手当

■特別障害者等手当
日常生活で、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）で、基準を満たす障がいの状態である人が対象です。
- 特別障害者手当　２０歳以上
  手当額　月額　２６，２６０円
- 障害児福祉手当　２０歳未満
  手当額　月額　１４，２８０円

■特別児童扶養手当
中程度以上の障がいの状態にある２０歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
- 重度障がい児の場合　月額　５０，４００円
- 中度障がい児の場合　月額　３３，５７０円
- 発達障害の人も該当する場合がありますのでご相談ください。

その他

■ NHK 放送受信料の減免
基準に該当すれば、NHK 放送受信料が減免になります。
- 全額免除
  障がい者手帳を持っている人が世帯構成員で、世帯全員が住民税非課税の場合
- 半額免除
  視覚・聴覚障がいの手帳を持っている人が世帯主かつ受信契約者の場合
  重度の障がい者手帳を持っている人が世帯主かつ受信契約者の場合

■車いすの無料貸出
外出などのために一時的に家庭で車いすが必要な人に、１週間程度、車いすを無料で貸し出しています。

■住宅改造助成
重度の障がいを持つ在宅の人のための住宅改造（増築・改築を除く）に必要な経費について、一部助成します。新築は対象になりません。

※障がい者手帳とは下記のもので、取得には申請が必要です。
- 身体障害者手帳…目、耳、手足、内臓などの身体に永続する障がいがある人に対して交付される手帳で、障がいの程度は重い方から順に１級から６級まで分けられています。
- 療育手帳…知的に障がいがある人に対して交付される手帳で、障がいの程度は重い方から順に A1、A2、B1、B2 に分けられています。
- 精神障害者保健福祉手帳…精神に障がいがある人に対して交付される手帳で、障がいの程度は重い方から順に１級から３級まで分けられています。

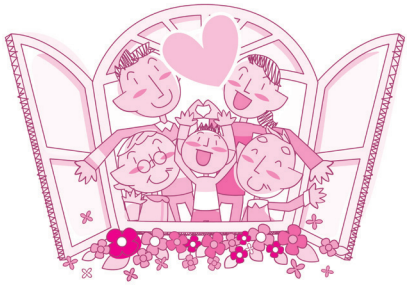

※これらのサービスの中には、所得や障がいの程度により、該当しない場合や、事前に申請が必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ　障がい福祉課　☎35-0294
各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）